

地域の支え合いによる「除排雪活動」を応援します！

令和8年度【地域の支え合いによる除排雪事業費補助金】募集

地域住民で支え合いながら雪対策を行う団体へ、市がその活動を支援するために補助金を交付します。

補助
金額
(上限)

10万円

※千円未満は切捨

※補助対象経費に該当する費用のみ

※審査の上、交付団体及び交付額を決定します。

予算を超える申請があった場合、できるだけ多くの団体を支援するため、申請額から減額となる場合があります。

申請書の提出締切

令和 **8** 年 **11** 月 **2** 日(月) (期限厳守)

※ 必ず「申請の手引き」を確認の上、申請してください。



募集内容

補助対象者

コミセン、町内会、隣組など、地域住民で組織する団体

※団体であれば規模を問いませんが、概ね5人以上で組織してください。

※原則は集落や地区内の住民で組織する団体が対象ですが、地域での話し合いに出席し、ボランティア保険に加入した上で除排雪活動等に参加する場合は、地区外の方が団体に所属して活動することを認めます。

対象となる事業

補助対象者が地域内で地域住民を対象に行う、地域内の助け合いによる除排雪体制の整備のための事業

【対象事業の例】

- ・ 地域の高齢者宅を中心とした間口除雪等の除排雪作業の実施
- ・ 雪処理の担い手育成のための講習会の開催（安全な雪下ろし講習会等）
- ・ 除雪作業の安全対策の整備（命綱・はしごの購入・貸出、注意喚起チラシ作成）
- ・ 通学路や生活道路の幅出し など

※同一事業で、本市から他の補助金の交付を受けている場合は、併用できません。

補助対象経費

- ・ 燃料費・機械管理費 ⇒ 除雪機使用時、1回あたり一律1,000円補助（除雪機等の燃料代、シャーボルト交換等の軽微な修繕にかかる費用）
- ・ 事務経費（会議等のお茶代、事務用品の購入費、印刷費、郵送料等）
- ・ ボランティア活動保険料（加入必須）
- ・ 事業実施に必要な経費（外部講師の謝礼や交通費、除雪機等のレンタル料、除雪道具の購入費等）

※人件費や除雪機等の定期点検代、除雪機等高額な物品の購入等は対象外です。
詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

申請の手引き

下記問合せ先で配布しているほか、市ホームページでも確認できます。

【米沢市ホームページ】

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/2/1008/1/8257.html>



問合せ先

米沢市役所 企画調整部コミュニティ推進課（市役所3階 8番窓口）

電話 22-5111（内線2854）

事業の流れ

ステップ	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①地域での話し合い	→					
②補助金交付申請	→					
③事業の実施		→	→	→	→	→
④地域での振り返り						→
⑤実績報告						→
⑥補助金交付						→

①



地域での話し合い

10月中

現状と課題(良いところ、足りないところ)を地域で話し合いましょう。

②



交付申請

11月2日(月)まで

話し合いをもとに必要書類を用意し、事業開始前に市に申請してください。

③



事業の実施

交付決定～翌年3月末まで

交付決定通知後に事業を実施してください。

④



地域での振り返り

3月初旬～中旬

事業実施後、良かった点、反省点などを話し合いましょう。

⑤



実績報告

3月31日(水)まで

振り返りをもとに必要書類を用意し、3月31日(水)まで市に報告してください。

⑥



補助金交付

3月末～4月上旬

実績報告の確認後、補助金を団体の指定口座に振り込みます。